

松浦市監査委員公表第3号

監査の結果に係る措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年2月26日

松浦市監査委員 丸田 久永  
松浦市監査委員 川下 高広

# 措置通知書

消防本部及び消防署

指摘等を受けた事項	措置状況
<p>(1)支出事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア. 市内出張旅費において、市内出張旅費命令簿と市内出張旅費請求書を照合した結果、支給額が不足しているものがあった。</p> <p>イ. 旅費を減額して支給しているもので、出張命令書に根拠規定を記載していないものがあった。</p>	<p>ア. 指摘があった支給額が不足しているものについて、不足額を追給しました。今後は市内出張命令書と旅費請求書の誤りがないよう確実に金額を確認します。</p> <p>イ. 指摘があった旅費を減額して支給しているものについて、出張所命令書に打ち切り旅費の根拠規定を記載します。</p>
<p>(2)契約事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア. 耐震性貯水槽の新設工事において、検査報告の専決区分誤りがあった。松浦市事務決裁規程別表2により適正に処理されたい。</p> <p>イ. 通信指令システムの更新業務委託において、総括監督員が検査員となっていた。松浦市財務規則第96条第1項で、監督の職務を行う職員は原則として検査を行う職員と兼ねることができないと規定されていることから、原則として監督員と検査員は異なる職員を指定されたい。</p> <p>【指導事項】</p> <p>ア. 随意契約としている委託契約のうち、実施伺に契約方法とその根拠となる地方自治法施行令の適用条項、1者随意契約とする財務規則上の根拠規定等が記載されていないものが見受けられた。適正に処理されたい。</p> <p>イ. 修繕契約について、修繕伺に記載された1者随意契約の業者選定理由が適正であるか疑義のあるものが見受けられた。随意契約は、契約方法の特例であることを十分認識し、可能な限り競争入札や複数業者からの見積書の徴取を行うなど、公正、公平で透明性のある契約となるよう努められたい。</p> <p>ウ. 修繕伺の起案より前に見積り依頼をしているものがあった。修繕伺の決裁後に見積り依頼の起案をされたい。</p>	<p>ア. 指摘があった検査報告の専決区分について、丙決裁となっていたため、松浦市事務決裁規程別表2に基づき、乙決裁で処理しました。</p> <p>イ. 指摘があった業務委託の検査員について、今後は松浦市財務規則第96条第1項に基づき、原則として総監督職員及び監督職員以外の職員を指定します。指摘があった案件については、監督職員を検査員に指名した理由を記載しました。</p> <p>ア. 指摘があった随意契約とするものについて、契約方法とその根拠となる地方自治法施行令の適用条項、1者随意契約とする財務規則上の根拠規定等を記載しました。</p> <p>イ. 指摘があった1者随意契約について、消防資器材の中には特殊なものもあり、限られた業者でなければ対応できないことが多いため、業者選定理由を詳細に記載します。また、可能な限り競争入札や複数業者から見積書の徴取を行うなど、公正、公平で透明性のある契約となるよう努めます。</p> <p>ウ. 指摘があった修繕伺について、会計の手引きの車検手順に、見積日を修繕伺の起票日にするような記載があったため、そのように処理してましたが、今後は、修繕伺の決裁後に見積書徴取の起案をします。なお、会計の手引きの上記記載については、会計課で訂正されております。</p>

<p>(3)財産管理事務</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>ア. 使用許可申請書が「公有財産貸付更新申請書」となっており、使用料においても「貸付料金」と記載されているなど様式が不適正なものがあった。申請書を受理する際は、申請書の記載内容を確認の上受理されたい。</p> <p>イ. 地区及び電力会社から提出された申請の許可についての起案において、松浦市財務規則第108条第1項第3号の規定に基づき承認と記載があったが、第3号は「国、他の地方公共団体その他公共団体において公用または公共用に供するもの」と規定されており、これに該当しない。適用号数については、適正に判断されたい。</p> <p><b>【指導事項】</b></p> <p>ア. 地区からの申請の許可についての起案において、「使用目的を鑑み、松浦市行政財産使用料条例第5条第1項の規定により免除してよいか」と記載し、決裁を受け、使用料を免除していたが、減免申請書が提出されていなかった。適正に処理されたい。</p> <p>イ. 申請書に受付印及び供覧印の押印がなかったものがあった。</p>	<p>ア. 指摘があった公有財産使用許可について、関係様式は規定の様式を使用するとともに、申請書を受理する際も、記載内容を十分に確認し、不備がある場合は訂正を相手方に依頼します。</p> <p>イ. 指摘があった地区及び電力会社から提出された申請許可に係る根拠規定の適用号数等については、適正に判断して処理します。</p> <p>ア. 指摘があった地区からの申請の許可について、今後は減免申請書の提出を依頼します。</p> <p>イ. 指摘があった申請書について、受付印及び供覧印を押印しました。今後は適正に処理します。</p>
<p>(5)庶務・文書管理事務</p> <p><b>【指導事項】</b></p> <p>ア. 給与品・貸与品台帳における聞き取りにおいて、提出された台帳の様式が令和元年度から令和3年度の3か年分の給与・貸与についての記載欄のみであり、それ以前の台帳は別で保管されており、廃棄等の記載処理はしていないとのことであった。そのため、現時点において規則で定められた数量内で給与・貸与されているかの把握ができていない状況である。また、松浦市消防本部消防職員給与品及び貸与品規則第7条の規定に基づき制定された要綱(内規)第3条に「点数制」が規定されており、給与品が老朽化等により劣化しつつある場合に、給与品要望調査書を提出し、規定の点数以内で給与品の要望ができるが、台帳を見る限り、要望書に基づく点数以内で給与されたものであるか、業務用必要であるため、点数に関係なく給与されたものであるか区別がつかない。適切な給与・貸与状況の把握ができるよう台帳の見直しも含め、改善されたい。</p>	<p>ア. 指摘があった給与品・貸与品台帳について、現保有物品、数量が把握できる内容のものに台帳様式を変更するとともに、松浦市消防本部消防職員給与品及び貸与品規則第7条の規定に基づき制定された要綱(内規)第3条の点数制にかかる支給か、業務上別途支給するものかが判別できるような記載をします。</p>